むらづくりを 手作りで

~農家・住民の参加による工事の実施~



親水広場の整備

むらづくりの主役

農家や地域住民の参加で身近な施設の整備ができます。

身近な施設が対象です。

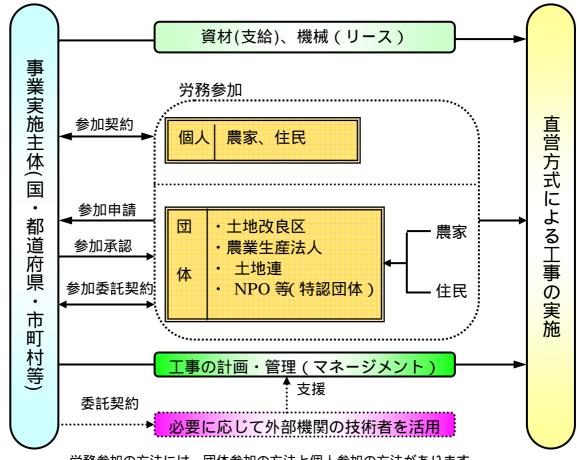
- ・ 小規模な用排水路、耕作道路、暗渠排水、環境整備工などが対象 農家、地域住民が主役です。
 - ・農家や地域住民が、自らの意志で工事に参加
 - ・ 工事への参加は、土地改良区等の団体を通じて、又は個人で労務参加の申し出
- 工事の計画・管理は事業実施主体が行います。
 - ・ 市町村等の事業実施主体が必要に応じて材料を購入し支給
 - ・事業実施主体が工程管理、出来形管理などを実施
- 工事の管理を支援します。
 - ・必要に応じ、外部機関の技術者を活用して工事の管理を支援



耕起後の雑物・石れき等の除去作業

はあなたです!

工事の実施方法



労務参加の方法には、団体参加の方法と個人参加の方法があります。

期待される効果

住民参加による工事の実施により地域の: 一体感が促進されます。

住民の意向が施設に反映されます。

創意工夫により 工事コスト が縮減されます。

集落機能の強化

農家負担の軽減

実施の手順 (団体参加の場合)

事業実施主体

(国・都道府県・市町村等)

農家・地域住民等

事業内容説明

(説明会等)

参加型整備への参加希望

労務参加計画 審査・承認

(参加申請)

(参加承認)

(特認申請)

(特認承認) (団体規約を添付)

特認団体

土地改良区等の団体 労務参加計画の申請

特認団体の申請

労務参加計画書. 団体規約を添付

実施計画作成

- ・施工計画
- ・工事費積算

特認団体の承認

- 作業委託契約 -_ 資・機材提供 - 土地改良区などの団体

作業開始(保険等加入)



作業完了

確認検査



委託料支払

(完了報告)

全国土地改良事業団体連合会

団体営事業の場合における「特認団体の承認」は 都道府県知事が行います。

お問い合わせ先は、あなたの都道府県及び市町村の農業農村整備担当窓口 または、下記まで

> 農 林 水 産 省 東 北 農 政 局 整備部 設計課 電話(代) 022-263-1111 関 東 農 政 局 整備部 設計課 電話(代) 048-600-0600

北 陸 農 政 局 整備部 設計課 電話(代) 076-263-2161 東海農政局 整備部 設計課 電話(代) 052-201-7271 近畿農政局 整備部 設計課 電話(代) 075-451-9161

中国四国農政局 整備部 設計課 電話(代) 086-224-4511 九州農政局 整備部 設計課 電話(代) 096-353-3561

電話

03-3234-5476

[北海道開発局]農業水産部 農業設計課 電話(代) 011-709-2311 [沖縄総合事務局] 農林水産部 土地改良課 電話(代) 098-866-0031 技術開発部